

大阪府環境審議会
第1回野生生物部会会議録

開催日 平成17年3月23日

場 所 国民会館・住友生命ビル

大阪府環境審議会 第1回野生生物部会会議録

司会（内田総括主査） 定刻になりましたので、ただいまから、第1回大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。

私、本日司会をさせていただきます大阪府環境農林水産部緑整備室の内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この野生生物部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして、公開で行うことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部緑整備室の三宅室長からごあいさつを申し上げます。

三宅緑整備室長 緑整備室長の三宅でございます。

本日、委員の先生方には、年度末で何かとお忙しいところ、また雨の中、本部会にご出席賜り、まことにありがとうございます。

大阪府環境審議会野生生物部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じますが、まず冒頭に、おわび申し上げておかなければならないことがございます。

本日審議事項として上げております「男里川河口の鳥獣保護区の指定」につきましては、本来、2月16日に開催されました環境審議会で諮問すべきところでしたが、この手続を失念してしまい、後日、書面で各委員の先生方に通知をさせていただき、ご了解を得たところでございます。全くの事務局の不手際でございまして、この場をおかりいたしまして、まずおわび申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本部会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきまして、調査審議が必要とされた事項、及びその他野生生物の保護に関して必要な事項をご審議いただくために設置いたしました。

野生生物に関しまして、国におきましては、平成14年3月に「新・生物多様性国家戦略」が関係閣僚会議において決定されて以降、自然公園法の改正や種の保存法の改正など「自然との共生」をモチーフにしたさまざまな動きがございます。昨年6月には、特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法も制定され、今後、政令等において詳細が定められていくことになるかと存じますが、ブラックバス問題などに象徴されますように、世論も巻き込む国民の大きな関心事の一つとなっております。

本府の野生生物、特に動物に関する最近の主な取り組みを若干ご紹介させていただきますと、一つには、外来生物法でも指定対象とされておりますアライグマ対策がございます。アライグマは、近年急激に増加しつつございまして、農業被害ばかりでなく、生態系への悪影響も危惧されるなど、その対策は喫緊の課題となっております。本件につきましては、本日ご出席の村上先生、鳥居先生、曾我会長にもメンバーとなっただき、昨年、アライグマ被害対策検討委員会を設置いたしまして、専門的な立場からの貴重なご意見をいただくとともに、現在、駆除システムを確立すべく作業を進めているところでございます。

また、これまで同じ動物であっても、愛護動物、野生動物、経済動物は、それぞれ異なったセクションで所管しておりまして、種々対応してまいったところでございますが、近年、前述のアライグマに代表されますように、ペットから野生化した動物の問題や、家禽・野鳥並行した対策が必要な鳥インフルエンザの問題など、庁内の横断的な対応が必要とされる事案がふえてまいりました。そこで、本府といたしましては、この4月から、全国で初めてこれらを一元的に所管する組織・動物愛護畜産課を新たに設置して、府民にとってわかりやすい体制で、さまざまな課題に積極的に対応していくこととしております。今後ともいろいろと委員の先生方のお知恵をおかりすることが生じてくると思っておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日は、鳥獣保護法に基づきまして、男里川河口鳥獣保護区の指定についてご意見をお聞きすることとしております。泉南市の男里川河口部には、大阪湾で唯一の自然干潟が残されており、平成13年12月には、生物多様性保全の観点から、環境省が発表いたしました「日本の重要湿地500」にも選定されております。本府としましては、この貴重な自然を将来にわたって長く保全していく必要があると考えておりまして、今回予定の鳥獣保護区の指定は、渡り鳥が安心して羽を休めることができる場所の確保のみならず、この場所を大阪湾ベイエリアにおける重要な自然環境の拠点として位置づけていく上で大きな意味があるものと考えております。

本日は各委員の先生方の忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願ひ申し上げまして、あさつにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

司会（内田総括主査） 続きまして、議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

次に、配席表をご覧くださいながら、本日の出席委員をご紹介させていただきます。なお、委員の配席につきましては、五十音順とさせていただきました。

（委員紹介）

以上、本日ご出席の委員は7名でございまして、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定による定足数を満たしております。したがって、本部会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に移りたいと存じますが、運営要領第3条第1項の規定によりまして、以降の進行を部会長にお願いしたいと存じます。

朝日部会長、よろしくお願いいたします。

朝日部会長 年度末、またお天気ももう一つはっきりしない中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、審議事項が1件、報告事項が2件になっておりますが、審議に入ります前にお諮りしたいことがございます。

運営要領第2条第2項の規定によりまして、部会長はあらかじめ、部会長が事故あると

きには代わりにやっただく部会長代理を指名することになっております。各方面と相談いたしました結果、本日は別の公務で非常にお忙しく、ご欠席ではございますが、本審議会の委員でもあり、また現在大阪府立大学の副学長も務められている石井先生に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

事務局の方から連絡していただいた結果、引き受けていただけるということでございますので、改めてお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。大体1時間余りぐらいで終わりたいと思っておりますけれども、委員の皆さん方の発言が活発になれば多少延びることがあるかもしれません。よろしくお祈りします。

議題は、審議事項は1件でございます、男里川河口鳥獣保護区の指定につきましてでございます。

先ほど室長からもお話がございましたが、この件は、平成13年度に第9次鳥獣保護事業計画について審議いたしましたときに議論を済ませておりまして、私もこれで済んだと思っております。実はこのときは自然環境保全審議会の時代でございます。環境審議会と合併する前のときで、環境審議会になりましてからはまだ諮っていないということで、甚だ申しわけない、私にも責任があることかもしれません。いずれにしましても、本件につきましては、お手元に配布されております「男里川河口鳥獣保護区 保護に関する指針(案)」への意見を求められております。

それでは、事務局から、資料1-1、1-2、1-3に基づきましてご説明をお願いします。

事務局(江端主査) それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。緑整備室自然環境グループ・江端と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

男里川河口鳥獣保護区の指定につきまして、これまでの経過を簡単に報告させていただきます。地元の市、泉南、阪南や猟友会、漁協など関係団体との調整を終えまして、鳥獣保護法に定める手続により、本年2月に、保護に関する指針案について、大阪府公報により縦覧・告示を終えたところです。その結果、意見の提出はございませんでした。

本日ご意見をいただきます保護に関する指針案につきましては、お手元にお配りしております資料1-1のとおりです。

説明に当たりましては、男里川河口に実際にどのような生物や野鳥が生息しているのかご覧いただくため、パワーポイントを使って説明させていただきたいと思っております。資料1-2がそれを紙に落としているものでございます。説明の前半部分は、鳥獣保護区とは何かにつきまして、後半部分は、男里川河口鳥獣保護区の指定につきましてご説明させていただきます。

まず、タイトルでございますが、「男里川河口鳥獣保護区の指定」。背景の写真につきましては、この2月に現地を撮影してまいりましたものであります。

項目について、まず簡単にお話しさせていただきます。

1. 鳥獣保護区について。1)鳥獣保護区とは、ここでは法律関係を説明させていただきます。2)指定の考え方では、鳥獣保護事業計画、保護に関する指針に基づき指定しているということ、3)指定の状況では、現在の府内の指定状況等を説明させていただきます。そして、4)指定の効果を説明させていただきます。

2. 男里川河口鳥獣保護区の指定について。まず 1)男里川とはということで、位置、付近の状況等、2)指定の概要では、名称、区域、存続期間等、法定事項につきましてご説明させていただきます。3)指定の目的では、大阪湾唯一の自然干潟である、渡り鳥の集団渡来地となっていることのご説明、4)男里川河口で観察される野鳥等では、干潟生物、渡り鳥を何枚かスライドでご紹介させていただきます。最後に、5)指定と野鳥保護で、これからのあり方について触れさせていただきますと思います。

本題に入らせていただきます。

1. 鳥獣保護区について。

1)

鳥獣保護区とは

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、通常、我々は鳥獣保護法といった言い方をしておりますが、これの趣旨、目的を簡単に述べさせていただきますと、鳥獣の保護を図るための事業実施に関する法律ということです。鳥獣によります生活環境、農林水産業、生態系に係る被害を予防する、また狩猟の方法、危険予防という観点から、鳥獣の保護、狩猟の適正化を図る、それでもって生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を図っていこうといったことがこの法律の趣旨であります。

鳥獣保護区につきましては、鳥獣保護法第 28 条におきまして、鳥獣の保護を目的に、都道府県知事が、もしくは環境大臣が指定するケースもございますが、鳥獣の生息状況等を勘案して指定する区域と定義されております。

存続期間につきましては、20 年が限度であります。現在、大阪府内におきましては、10 年間の更新を随時調整させていただいた上で進めております。

鳥獣保護区に指定されますとどういった法的な効果が生じるのかということですが、銃による狩猟のみならず、わなや網による猟をも禁止されるという規制がかかってきます。

2)指定の考え方

鳥獣保護法第 4 条に、鳥獣保護事業計画を定めるとされております。現在、大阪府では、第 9 次鳥獣保護事業計画におきまして、平成 17 年度に男里川を新規指定するという方針を定めております。

鳥獣保護事業計画は 5 ヶ年計画であります。それに基づき保護に関する指針を定めるという規定が第 28 条にあります。保護に関する指針の内容としましては、指定の目的、地域の概況、鳥獣の生息状況、こういったものを盛り込んでおります。

今回、法定手続や審議会のご意見を承ることも重要なことではありますが、猟友会、漁業協同組合、関係市町村、こういった方々のご協力とご理解が鳥獣保護区の指定には欠かせないものと考えておきまして、そういった地元の事前の同意も得た上で審議をお願いして

いる次第でございます。

鳥獣保護事業計画につきまして、若干詳しく述べさせていただきたいと思っております。

鳥獣保護事業計画について、まず、環境省と大阪府の考え方、もしくはそのよりどころはどういったところにあるのかということを整理させていただきました。環境省におきましては鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針を定め、これを略して基本指針と申しておりますが、この国が定めた考え方に基づきまして、各都道府県において鳥獣保護事業計画を策定するとされております。大阪府におきましては、第9次鳥獣保護事業計画書が現在計画期間中のものであります。期間は平成14年4月1日から19年3月31日までの5年間。鳥獣保護法では、第4条に鳥獣保護事業計画策定の根拠規定がございます。

もう一点、9次計画の指定方針について述べさせていただきます。方針を立てるに当たりましては、指定に関する中長期的な方針を立て、それから指定区分ごとの方針を立て、必要な調整等を進めて指定に結びつけていくという流れになっております。指定に関する中長期的な方針の中身としましては、野生鳥獣を保護し、生態系の多様性を確保する上で重要な拠点を、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定並びに指定の更新に努めていくこととしております。指定区分につきましては、現在、森林鳥獣生息地、集団渡来地が大阪府の鳥獣保護区の区分になっております。

3)指定の状況

大阪府での現状であります。15地区、1万596haを指定させていただいております。近いところで申し上げますと、16年4月1日に、淀川河川全域におきまして淀川鳥獣保護区約2,500haを設定したところであります。引き続き、水辺、河口の保護ということで、この11月1日に、男里川河口鳥獣保護区約25haの設定を予定させていただいております。

鳥獣保護区の区分としましては、特別保護地区がございます。大阪府内では現在、1地区だけ指定されております。箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区約70ha、14年11月1日から10年間の指定であります。保護区との違いは、工事や工作物設置に当たりまして、事前に知事の許可が必要といった規制の強化がうたわれております。

休猟区につきましては、かなり少なくなってきた特定鳥獣について特別に保護する必要があるところを知事が指定するという法定になっておりますが、大阪府内では指定箇所はございません。

4)指定の効果

一番重要な点は、先ほども少し申し上げましたが、狩猟鳥獣の捕獲が禁止されます。鳥獣保護区に指定されるまでもなく、鳥獣保護法によりまして捕獲は禁止されております。鳥獣保護区に指定されますと、狩猟によって鳥獣を捕獲する場合、銃猟はもとより、わな、網による狩猟もできなくなるといった効果がございます。

それから、土地所有者等の受忍義務としまして、鳥獣の生育や繁殖、保護を図る上で必要な営巣、給水、給餌等の施設の設置を受忍する義務が生じてきます。

今までが鳥獣保護区についてのご説明であります。

次に、2. 男里川河口鳥獣保護区の指定について、指定の考え方、指定区域等を説明させていただきます。

1) 男里川とは

場所ではありますが、地図で見させていただきますと、大阪の南西部、泉南市と阪南市の市境に男里川が流れております。その旧国道 26 号線から海沿いにかけて指定しております。川の特徴ではありますが、延長約 2.5 km、流域面積約 58.66km² の二級河川、いわゆる都道府県知事管理の河川であります。

付近の状況としましては、陸地部に住宅地と工場、河口の真北約 6 kmの海上には関空の空港島が存在しております。現在、男里川の付近は、男里川河口銃猟禁止区域に指定されております。また、泉南市北部銃猟禁止区域、泉南銃猟禁止区域、阪南銃猟禁止区域、海側は大阪湾銃猟禁止区域と接しております。

2) 指定の概要

名称は「男里川河口鳥獣保護区」。区域は、府道堺阪南線の男里川橋から下流の河口部までを左右岸堤防で囲む河川域と、河口部から離岸堤を結んだ線の海域を男里川河口鳥獣保護区と指定させていただきます。面積につきましては、約 25ha。存続期間は、平成 17 年 11 月 1 日から 27 年 10 月 31 日までの 10 年間でさせていただきます。

以下、男里川河口鳥獣保護区予定地の概要について、写真でござらんいただきたいと思っております。

これは、河口の先端であります。上流から見まして、左岸と右岸。西側が左の写真で、東側が右の写真であります。手前の方に自然干潟が見られます。

河口の干潟の様子としまして、若干野鳥の姿も撮影されております。

男里川河口から少し上流の川の堤防部であります。指定の区域につきましては、堤防法面、右側の写真で見ますと斜めになっているコンクリートのところがございまして、その道路肩との交点から川底にかけての範囲を考えております。

3) 指定の目的

自然干潟ということになると、大阪ではあと十三の方に残るのみで、大阪府内でも 2 ヶ所だけ、大阪湾でいいますと 1 ヶ所だけという状況であります。大阪湾唯一の自然干潟ということで、干潟生物の貴重な観察の場として保護の必要があります。

2 点目、渡り鳥の集団渡来地としても重要視されております。渡り鳥の数は、年間約 150 種類ございまして。そういった渡り鳥の重要な移動経路としても保護の必要があると思っております。

3 点目、これからの方向にも関係する部分でございまして、従来、先ほど申し上げたように、大阪府内では 15 の鳥獣保護区を指定してございまして、そのうち 14 地区は山林地域で、森林環境保全といった位置づけの鳥獣保護区とされております。水辺、河川環境の保護ということになりますと、16 年 4 月の淀川鳥獣保護区に次いで 2 番目ではありますが、今

後は湾岸部や水辺環境の保護といった点も重要視して、指定に努めていきたいと考えております。

4)男里川河口で観察される野鳥等

海岸生物としましては、ハクセンシオマネキ、ウミニナ、それからトビハゼといった魚類も見られます。渡り鳥としましては、春と秋にサルハマシギ、コチドリなど、冬場にヒドリガモ、コガモなど 200 羽が渡来することが最近のガン・カモ調査のデータでわかっております。希少鳥獣としては、天然記念物のコクガン、環境省のレッドリスト掲載種であるカラフトアオアシシギ、クロツラヘラサギ、大阪府のレッドデータブック・RDB掲載種のオオタカ、クイナ等が見られます。

男里川河口で実際に観察される海岸生物の写真であります。左上がハクセンシオマネキ、右上がトビハゼ、左下からウミニナ、チゴガニ、右下がヤマトオサガニ。これ以外にも多種の海岸生物が観測されております。

野鳥関係であります。春と秋に渡来する渡り鳥は、準危惧のサルハマシギ、絶滅危惧Ⅱ類のコチドリ、準危惧のトウネン。準危惧、絶滅危惧Ⅱ類につきましては、大阪府レッドデータブックでの分類によるものであります。

冬場に渡来する渡り鳥は、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ツクシガモといった鳥が見られます。

天然記念物としましては、コクガンが挙げられます。

環境省レッドリスト掲載種としまして、カラフトアオアシシギ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ、ヘラシギ、セイタカシギといった種類が見られます。

大阪府レッドデータブック掲載種であります。オオタカ、クイナ、タマシギ、カワセミ、スグロカモメなどが観察されております。

それ以外に、ケリ、ハヤブサ、カンムリカイツブリ、ミサゴといった珍しい野鳥も観察されております。

5)指定と野鳥保護

鳥獣保護区に指定しまして、実際にどういったことで保護管理を果たしていくかという観点でございますが、生息状況調査、先ほども申し上げましたガン・カモ調査を毎年続けていく。密猟の取り締まり。地域の市町村、管轄している事務所と連携しながら取り締まりを果たしていきたい。鳥獣保護区の標識につきましては、鳥獣保護法でも都道府県知事に設置義務が課せられております。「鳥獣保護区」と書いた赤い金属の標識であります。近いうちに男里川につきましても設置させていただきたいと考えております。そして、地域との連携。指定に関しまして、今回、猟友会や地元漁協、市町村の方にご理解いただいたわけではありますが、これから実際に保護していくに当たりまして、より密に連携し、ご協力をいただくといった観点で鳥獣保護区維持に努めていきたいと考えております。

以上で資料1-2、パワーポイントを使った説明は終わらせていただきます。

続きまして、資料1-3、今後のスケジュールについて、簡単に説明させていただきます。

す。

本日のご意見を踏まえ、5月に環境審議会の答申を考えております。それからパブリックコメントを実施し、環境大臣への届け出を終えた後、11月15日の狩猟解禁日に向けまして、8月上旬に大阪府公報に指定の旨登載し、鳥獣保護区の指定告示を行いたいと考えております。保護区の指定日につきましては、17年11月1日とし、2ヵ月余りを狩猟者また地元の方への周知期間とさせていただきたいと思っております。

以上、走りまわりましたが、男里川河口鳥獣保護区の指定についての説明を終わらせていただきます。

朝日部会長 どうもありがとうございました。ただいま男里川河口鳥獣保護区の指定につきましてもご説明がございましたが、まず、何かご質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、各委員のご意見を承りたいと思います。

又野委員 男里川の河口は、昔の海岸線をほうふつとさせるととても素晴らしい環境だと思います。25haということで、決して広いとは言えないんですけども、渡り鳥にとって、冬場は越冬するためにやってくるカモたち、春と秋はシギやチドリの通過地点として大変重要だと思います。彼らのためだけでなく、我々人間にとっても、その干潟が残されることは非常に貴重だと思います。今回、鳥獣保護区に指定されましたら、あれをぜひ教育の場として活用していただいて、特に子供たちの自然教育の起点となるような、そういうことをすれば、非常に狭い地域ではありますが、もっと付加価値がつくと思います。

曾我委員 私からいえばちょっと資料不足というか、私も余り知らなかったんですが、これは鳥類ということですね。獣類はほとんどいないと思いますけれども、最近、いろいろと迷ってきてますので……。ただ、鳥獣というと大きさに聞こえますので、鳥類とさせていただきたいと思いますが、私も、この前の淀川の件もありまして、やはりいろんな面で皆さんの広域の遊休の場ということも大事だと思います。我々狩猟家にとっては狩猟範囲は狭まるかもわかりませんが、我々も理解を示さないといけないところもあります。ですから、いろいろと協力させていただきたいと思いますが、私は猟友会として考えている中で、一点か二点、ちょっと疑問に感じるところがありましたので、それだけをご質問させていただきたいと思います。

一つは、これに関しましては猟友会の了解を得たと言いますが、私は全然聞いておりません。はっきり言うておきます。私、こういうのは初めてで、この場で言うのはおかしいですけども、私の方にも言うていただければ、理解を示すところは示しますので、了解を得たという点につきましては、ここで私はほごとさせていただきます。

それから、先ほど保護区では銃撃禁止並びにわな、網を禁止しているということをおっしゃいましたが、大阪府としましては、例外があることが指摘されています。保護区でも銃撃はされているようでございます。また、網はございませんでしたけれども、わなをやっておられるので、例外というものはどういうことかということをご質問したいと思います。

密猟の取り締まりについても、大阪府はやっていただいてません。非常に少ないです。

もっとそれについて重点取り締まりをやっていただきたい。また、猟友会としまして、狩猟監視員だけではなくに鳥獣保護員、並びにうちで今度独自に設立します監視員制度、今までなかったんですが、一たん禁止されていた監視員制度を設立し、密猟の方に当たりたいと思います。といいますのは、非常にこれは問題がたくさん生じていますので、ここで語りますと1時間や2時間でできませんけれども、取り立ててこの点について私としては意見を述べさせていただきます。

事務局（西田補佐） 猟友会の方でございますが、事務局の中谷局長に連絡しまして、一応会長の了解も得たというふうに聞いていましたので、少し手違いがあったかと思っております。

朝日部会長 先ほどから話がありましたように非常に貴重な地域で、鳥が中心だということですが、狩猟鳥は余りいない……。

曾我委員 鳥がいて、獣はいないと。

朝日部会長 獣は、私、あそこは調べていないんですが、狩猟獣の中では多分イタチがいるだろうと。

村上委員 ちょっと質問があるんですが。鳥獣保護区の指定範囲の25ha、川はもっと上流まで行っているんですが、この地域を指定した理由は何ですか。

朝日部会長 旧国道までということですね。

事務局（西田補佐） 日本野鳥の会の方とも協議させていただいたんですが、旧国道26号から河口の部分につきましては渡り鳥が非常に多い。そこは、2.5kmで、川幅がほぼ100mございます。それで、25haを指定したいと考えております。

朝日部会長 ここから上流は、ユリカモメが入るぐらいですか。

事務局（西田補佐） それほど鳥も飛んでこないと。

朝日部会長 旧26号というのは、区切りはわかりやすい。

鳥居委員 特別な鳥はいないかもしれないけれども、普通の鳥はたくさんいるはずなんですよね。特別な鳥というのは、もともと普通の鳥だったはずだから、できることだったら上までやるべきです。

一つお聞きしたいのは、特別保護区というのがあるそうですけれども、この地域を特別にしなかった理由というのはいかなるんですか。

それともう一つ、干潟の指定というのは、指定しただけではどうしようもないのであって、干潟を保全する対策は、今後どのような形でやるかという計画があるんでしょうか。

事務局（西田補佐） 確かに、この上流部にも鳥はおります。実際には干潟の部分が鳥の集団飛来地ということで、指定していただこうと考えております。

特別保護区にしなかった理由でございますが、権利制限がかかりまして、大阪府でやっております箕面のところも国有地でございます。もちろん木の伐採でありますとか、物を建てる、すべてにおいて許可が要る、そういう非常に厳しい制限がかかりますので、一足飛びにはなかなかできないと考えております。

鳥居委員 二級河川は府県の管理なんでしょう。

事務局（西田補佐） 府県の管理ですけれども、しゅんせつ工事でありますとか、こことは少し離れますが、自然と人の共生を図りたいということで、港湾局で遊歩道の計画も海岸の方にはございますので。

鳥居委員 でも、それは調整すればいいだけの話であって、指定しても問題にはならない。

事務局（西田補佐） 今まで何もないところを鳥獣保護区にして、それから特別保護地区、そういう段階があるかもわかりませんが、一足飛びにはなかなかつらいものがございます。

村上委員 基本的には上流域を含めて、どう言いますか、指定の内容が、集団渡来地でシギ、チドリを中心としているという話でおさめると。そうしますと、シギ、チドリあるいはガン・カモ類みたいなものがどの範囲に来ているかということが問題になりますね。それについてのデータはあるんですか。

事務局（西田補佐） 平成16年度に日本野鳥の会にお願いしまして、鳥獣保護区設定調査報告書というデータがございます。それによりますと、旧の国道26号線あたりまでが多いという調査データがございます。

村上委員 ちょっと疑義があるのは、こういうときに、網状なんかの分布の端っこの方で、少なくとも来ていたら、そこでガン・カモ類なんかをとる人がいるんですね。それはよくあることなんです。だから、その範囲は全部カバーするぐらいのことをしておかないと、やられてしまう可能性があって、それを気にしているわけです。

それで、その調査報告書みたいなものがあつたら、それも資料として添付してほしいんです。例えばどれだけの種類があるのか、リストとか、そんなものがあつたら、私らも考えるときに、これだけの調査をして指定しているんだなということがわかるでしょう。指定したときの状況がわかる。そういう意味では、その資料があつたら、それをぜひとも添付資料として欲しいんです。そうすると、根拠がわかって、今回の話も、私はその生息実態に関してどこまでわかっているのかなというのがちょっと気になっていましたね、今言われた資料でも渡してもらえると、ある程度の判断資料になる。ここに出てきたポンチ絵みたいなものでは話にならないです、私にとっては。

鳥居委員 村上先生が言っていたのは、上流ではなくて、海岸線の広がりがどこまであるのかというのが重要だと。

村上委員 どちらも。海岸線もそうだし、上流の方も、特にカモ類がね。割と網が多くて、上流へ行って、そこでとっていたら、保護区があれば保護区に逃げ込むと思うんだけど、賢いから。それでも、やっぱりそういうことをされる可能性があるから、できるだけ範囲をカバーするのが基本路線と思います。

事務局（西田補佐） 男里川河口鳥獣保護区設定調査報告書というのがございますので、後ほどコピーして先生方に送らせていただきます。

鳥居委員 さっき聞いたんですが、干潟の管理はどうか。設定するだけで、干潟がなくなってしまうということはある話なので。そのことに関して、3)の保護管理に関する事項のところには全く触れてないんですね。

事務局（西田補佐） 鳥獣保護法におきましては、鳥獣保護区を設定して野鳥、獣類をとることは制限されますけれども、干潟そのものは、鳥獣保護区を設定したから規制がかかるかといいましたら、特にその規定まではございません。

鳥居委員 だから、規制がかからないから、どうしようという話なんです。指定したら保護されるんだったら、しっ放しでいいんですよ。指定しただけじゃだめだから、干潟を保護するためにどうしようかというのが必要になってくると思います。

事務局（西田補佐） 鳥獣保護区を指定しましてから、今後検討していきたいと思えます。

村上委員 鳥獣保護区の指定は、とるな、殺すななんですね。ですから、その生息環境の保護というのは、ここの中に入ってないんです。そういったものをどう補てんするのかがというのが大きな問題なんです。私なんかもそれで困ってまして、京都府では、山林部で獣害問題がありまして、獣害問題をどうしてくれるんだという話が必ず出てくるんです。それが解決されないと保護区は指定できないという状況で、今、継続が非常に困難になっています。それで、かなり苦労しているんです。

もう一つ気になるのは、ここにヌートリアはいませんか。

事務局（西田補佐） いないです。

村上委員 いないですか。よかったです。そうしたら、アライグマに関してはこの扱いがどうなりますか。今、アライグマの管理に乗り出しているでしょう。鳥獣保護区に指定したときに、今度別のものでやったら、そこはネズミを考えるぐらいのことも必要だと思うんです。単にとらないということの一般説明だけでは済まないような気がするんです。

朝日部会長 いろいろなご意見ありがとうございました。ぜひ事務局も参考にして、今後のスケジュールの中で、特に生息地の干潟そのものの保護の問題にも取り組んでいただきたいと思えます。

曾我委員 調査時間は、大体何時ごろやっておられましたか。これが問題なんです。今、村上委員がおっしゃったことに関連です。なぜそういうことを言うかということ、私もアライグマの方に関連してまして、アライグマとヌートリアは夜行性なので、もし調査時間がお昼の間でしたら、恐らくアライグマ、ヌートリアは発見できないと思えます。少ないと思えます。ですから、調査時間が問題ですので、それもお聞かせ願いたいと思えます。

事務局（西田補佐） 聞きましたら、昼のみということです。

又野委員 先ほど遊歩道のお話がありましたが、遊歩道をつけて府民やほかから来た方が保護区に親しむのはいいんですけれども、今以上に遊歩道をつけることで狭くなってしまふんじゃないか、そこが懸念されます。今でも入ることは簡単ですけれども、そこに遊歩道をつけられるときは、従来の植物ですね、ハマウドとか生えていますし、その植物を